

新旧保険料率比較表

後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額 (所得 × 所得割率)

均等割額 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です
所得割額 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です

保険料率が変わりました

平成21年度まで		平成22年度から	
均等割額	38,426円	均等割額	38,925円
所得割率	7.12%	所得割率	7.18%

均等割額の軽減措置 (軽減割合は変更ありません)

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額 H21年度まで	均等割額 H22年度から
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,700円	5,800円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,800円	3,800円
基礎控除額(330,000円)+245,000円×被保険者の数(世帯主である被保険者を除く)	5割	19,200円	19,400円
基礎控除額(330,000円)+350,000円×被保険者の数	2割	30,700円	31,100円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者	9割	3,800円	3,800円

所得割額の軽減措置 (軽減割合は変更ありません)

被保険者本人の総所得金額等 (基礎控除後)	軽減割合
58万円以下(年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下)	5割